

【 注 意 事 項 】

千歳市福祉サービス利用券の使用について

利用券を使用する際の注意事項として、次のことに留意してください。

1. 使用方法

1枚(100円)ごとにミシン目が入っていますので、必要枚数分を切り離して使用してください。

2. 使用期限

使用期限は、支給年度の 翌年 8月 31日 まで です。

※翌年9月1日以降は使用できません。

3. 使用できる事業者

利用券綴りの最後の「千歳市福祉サービス指定事業者一覧」に記載されている事業者のみ利用できます。

4. おつり（釣銭）について

おつり（釣銭）はできません。 ※指定事業者全て

5. サービスごとの利用について※指定事業者のみ利用可 【バス】

(1) 利用券は、市内で乗降するバス路線間のみ使用できます。

| 「乗る」場所（駅・停留所） | 「降りる」場所（駅・停留所） | 使用の可否 |
|---------------|----------------|-------|
| 市内 | 市内 | ○ |
| 市内 | 市外（恵庭市など） | × |
| 市外（恵庭市など） | 市内 | × |
| 市外（恵庭市など） | 市外（恵庭市など） | × |

(2) バス運賃のみに使用できます。

(3) 支払いの際は、バス運転手に利用券の使用が確認できるようにしてください。

【使用例】バス運賃が 180円 の場合

○利用券：1枚（100円分）

○現金：80円（乗車券など80円分）で支払ってください。

【注意】利用券2枚（200円分）で支払った場合、おつりはできません。

【タクシー又はハイヤー】（福祉タクシー・その他介護輸送も含みます）

(1) 市内からタクシー又はハイヤーを利用する場合のみ使用できます。

| 「乗る」場所 | 「降りる」場所 | 使用の可否 |
|-----------|-----------|-------|
| 市内 | 市内 | ○ |
| 市内 | 市外（恵庭市など） | ○ |
| 市外（恵庭市など） | 市内 | × |
| 市外（恵庭市など） | 市外（恵庭市など） | × |

(2) タクシー又はハイヤーの運賃のみに使用できます。

【公衆浴場と温泉】

入浴料金のみに使用できます。飲食代金、宿泊代金などには使用できません。

【理容又は美容】

カットなどサービスについてのみ使用できます。

※シャンプーなど商品の購入には使用できません。

【はり・きゅう・あんま・マッサージ】

『健康保険法等医療保険制度に定める療養費の対象となる施術』には使用できません。

※福祉サービス利用券は、回数券などの購入にも使用できます。回数券の取り扱いの有無及び、サービス券での購入の可否については、利用する指定事業者に直接お問い合わせください。

6. その他

(1) 「福祉サービス資格証」に記載されている方（本人）のみ使用できます。

(2) 利用券を他の人に譲ったり、貸したりすることは禁止します。ただし、障がいのある方の利用券は、介護のため本人に同行する方が使用することはできません。

(3) 対象者が死亡、または市外に転居された場合、本券は使用できません。

<お問い合わせ先>

○高齢の方は（障がいのある方以外）

保健福祉部高齢者支援課高齢福祉係

（電話）24-0295 （ファックス）23-6700

○障がいのある方は

保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係

（電話）24-3131（内線868）（ファックス）23-6700